

○栃木県防災館管理規則

平成四年九月十六日
栃木県規則第四十八号

栃木県防災館管理規則を次のように定める。

栃木県防災館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県防災館設置及び管理条例(平成四年栃木県条例第二十五号。以下「条例」という。)に基づき、栃木県防災館(以下「防災館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二一規則一・一部改正)

(休館日)

第二条 防災館の休館日は、次のとおりとする。ただし、知事が必要があると認めたとき又は条例第四条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たる場合を除く。)
- 二 毎週月曜日(その日が休日に当たる場合を除き、栃木県県民の日に当たるときはその翌日)
- 三 十二月二十八日から翌年一月四日までの日

(平二一規則一・一部改正)

(利用時間)

第三条 防災館の利用時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。ただし、知事が必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認めた場合であらかじめ知事の承認を得たときは、これを変更することができる。

(平二一規則一・一部改正)

(遵守事項)

第四条 防災館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 施設(附属設備を含む。)又は展示物を汚損し、又は破壊しないこと。
- 二 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 広告、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- 四 その他係員の指示事項に従うこと。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、防災館の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成四年十月十七日から施行する。ただし、次項の規定は、同月一日から施行する。
- 2 栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二一年規則第一号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。